

岡本の国会での質問

162-衆-決算行政監視委員会-5号 平成17年05月18日

○細川委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

本日は、決算行政監視委員会に関する質問を私、二題用意させていただいておりますので、手短にそれぞれ御答弁いただいて、きょうは皆様に御指摘をさせていただく中で対応をお願いし、そしてその変化を見た上で、また後日改めて質問させていただくかもしれないということをまず冒頭にお話しさせていただきたいと思っております。

最初は、外務省関係の質問でございます。私、この五月の月上旬に、NGOの活動を拝見させていただきに東南アジアの国々にお邪魔をしましてまいりました。東南アジアの国々で実際に活動されているNGOの皆様方からの御意見の中で、いろいろ外務省に関する御意見を伺ってきました。折しも、ことしの三月に、総務省行政評価局より、外交・在外業務実施体制及び運営に関する行政評価・監視結果報告書というものが出ました。この報告書の中で指摘をされておる案件でもありますし、また、これまでかねがね指摘をされてきたODAの問題などを含めて、きょうは質問させていただきたいと思っております。

まずは、NGOと外務省との関係でございます。

NGOの皆様方はどのように外務省のことは見てみえるのか。今回の総務省の行政評価局の採点表によると、「NGOとの新しい関係」、こちらの総括表を見ますと、ほとんど、七項目のうちの六項目が、実績や成果が上がっており改善が進められているというふうになっておりますが、現地NGOの皆さん方のお声は、そうではないものが多かったように思います。

今回の総務省の評価、これを受けて外務省としては、現状で満足をされているのか、それとも、さらなる改善点、どういうものが必要だと認識をされているのか、まず答弁いただきたい。

○河井大臣政務官 お答えをいたします。

先生、実際に現地に行かれて見てきたということで、鋭い御指摘をいただいたものと思っております。

私も、去年の秋に政務官として外務省に入るまでは、どうもNGOと外務省は余りうまくいっていないんじゃないかとか、重視をしていないんじゃないか、そういうふうな認識も抱いておりましたけれども、今実際、政務官として経済協力を担当しております。外務省とNGOというのは、あくまでも車の両輪として、両方とも欠くべからず、重要な考え方を持って、国際協力においてNGOの役割を高く評価いたしておりますし、これからも積極的にそういうふうな認識を持っていきたいと考えております。

具体的には、NGOに対する支援の強化といたしまして、去年二十八億円余りNGOに対する支援の無償資金協力を行っております。また、NGOの中には、まだまだ組織が強くないところもあります。人材が育っていないところもあります。そういうところに対して、三億円、NGO活動環境整備事業というものを今つくっております。また、先生が行かれた国にあるかどうかはわかりませんが、十二の主要な途上国におきましては、現地の大使館とそれぞれのNGOの皆さんとの定期協議会、ODA大使館と言っているんですけれども、これを開催しております。また、本省におきましても、一年間に七回のNGOと外務省の定期協議会も行っております。

御指摘のとおり、NGOとの支援強化、連携強化は、しっかりと念頭に入れて仕事をしていきます。

○岡本(充)委員 きょうは、総務省の行政評価局長さんにも来ていただいておりますけれども、今回のこの行政評価で見ると、あたかもNGOと外務省の関係は実に実績が上がっていて、

そして効果が出ているかのごとくとらえられてしまうかもしれない。しかし、現地の声はそうじゃなかった、私はそう思っている。これを指摘としてさせていただく中で、今回の評価は、確かに外務省改革の一環で、外務省が挙げた項目に基づいて見ていったと言うけれども、この枠を超えて、実際にNGOの声として、分厚い評価書をいただきましたが、この評価書の最後の方にも載っているけれども、実際、生の声としていろいろな御指摘、御不満があるわけですから、それを拾うような評価をしていかなきゃいけないと思うんです。

今後の評価のあり方、今の評価のままでは現状をうまく反映していないんじゃないか、そのように思うんですが、それについての御答弁。

○田村政府参考人 ただいま御指摘の外交・在外業務実施体制及び運営に関する行政評価・監視では、まず、御指摘のように、外務省みずから策定した外務省改革行動計画に基づき適切に措置を講じているかどうか、講じている場合にはその実績や成果が上がっているかということで評価をしたものでございます。

御指摘のように、ヒアリングした関係団体がNGOを代表する関係団体三団体でございますので、その意味ではカバーの範囲が狭いわけでございますが、その中におきましてもやはりいろいろな意見が出ておまして、NGO諸団体への職員派遣で職員派遣期間を延長してほしいとか、国別援助計画の政策協議の際のタイムスケジュールを事前に提示してほしいとか、あるいはNGOの支援無償資金協力の審査期間の短縮化、審査基準や処理期間の明確化、そういった細かい意見がいろいろ出ておきますので、そこも含めまして総括的には改革を進めているという評価をしておりますが、そういった今委員御指摘のいろいろな細かい問題もあわせまして外務省に通知をしているところでございますので、それをまた踏まえて、さらにNGOとの新しい関係が構築されることを期待しております。

○岡本(充)委員 今総務省から御答弁をいただきましたけれども、実際の声拾っていく作業というのは大変な、膨大なものであります。

もう一つ私が聞いてきた声としては、現地での大使館とNGOとの関係ということについて見たときに、今河井政務官の方から話がありました、NGO大使館を設置した、また会議を定期的にやっていると。場所によっては、一月に一回やっているところもあるかもしれませんが、開催の間隔がもっと間遠なところもあるようですし、その会議も、残念ながらNGOとともにという形ではなく、車の両輪といいながら、実は片っ方のタイヤは大変いいタイヤで、片っ方はぼろぼろのタイヤだ、しかも小さなタイヤだと。こういう両輪では回らないわけです。

そういう意味では、私は、NGOがちゃんと対等な両輪として回れるように、政府としてもそのことに心して外務省そして在外公館に指示を出すべきだと思うわけです。

そういった中で、特に今回、外務省のこの評価の中に載っていたNGOとの連絡センターだとか、それからNGOに対するさまざまな意見交換会、主に東京のものが多い。私は、現地に行って、しかも現場で、大使館の中じゃないですよ、大使館の中でクーラーのきいたところで会議をやっているんじゃないくて、現地に出て行って、汗をかきながら、どういう仕事をしていて、どういうことが問題なのかというのを見てくるべきだと思うわけですよ。

政務官、どうですか。

○河井大臣政務官 御指摘のとおりだと考えておりますので、なお一層、真の車の両輪となるように、しっかりと指示をしていきたいと考えております。

その一方で、やはりNGOの中には、最初言いましたとおり、なかなかまだ人が育っていない、お金が十分ない、そういう人たちもいますので、それについては外務省が、今一生懸命外務省改革の中で応援をしている、一生懸命手助けをしているということも御理解をいただければありがたいと存じます。

○岡本(充)委員 ありがたい御答弁、ありがとうございます。

続いて、ODAのことについて少し聞きます。

ODAの評価のあり方、これについては、大変残念なことながら、平成七年、平成九年の行政評価で、特に平成九年で問題を指摘されておきながら、また同様に今回も、第三者機関による評価は同様の改善の措置が必要だという指摘を受けている。本来であれば、一回指摘を受けておきながらまた改めてことしも、八年たって同じことを指摘されるということはあってはならないと思うんですけれども、これに対して外務省としてどのように認識をし、そして今度こそは改善をするという思いがあるのか。

またもう一つ、総務省の方にもあわせてお聞かせいただきたい。

こういう体制で、一年ごととか一年半ごとにフォローアップをしているんだという説明は聞いている。だけれども、同じことがこういうふうに繰り返されるのであれば、行政評価のあり方として、もっと長期のフォローアップをしなきゃいけないんじゃないか。改善ができていなくて結局今回も指摘を受けるわけだから、だとすれば、その改善がしっかりなされない場合には、もっとほかの措置を考えなければ同じことが繰り返されていく、そのように思うわけですが、その改善点について、それぞれ手短にお答えいただきたいと思います。

○河井大臣政務官 お答えいたします。

まず、評価についてですけれども、先生も御指摘いただきましたが、有識者とかNGOの代表者からODA評価有識者会議、これによる第三者評価を実施しております。また一般の国民の皆さんに実際に現場に行っていただく民間モニター事業というのものも、ことしは九十人行っていただいております。それから外部監査、抜き打ち監査ということで、外務省改革の文脈で現状のところでき得る限りのことは行っている、そういうふうな認識であります。なお一層、改革には終着駅はありませんので、しっかりと指示をしていきたいと考えております。

○田村政府参考人 お答えいたします。

私の方も、フォローアップで十分な成果が出ていない場合には、再度行政評価・監視をすることも含めて対応を考えてまいりたいと思っております。

○岡本(充)委員 きょうは財務省の副大臣も来られているようでございますからぜひ御指摘をさせていただきたいんですけれども、こういう後追いで行政評価をする、政策評価をするということは、極めて重要なテーマにもかかわらず、残念ながら今総務省で何人これに当たっているかといったら百八十人だという話なんです。

このぐらいの分厚い本はそうなかなかないですけれども、これに似たような、大変大きな行政評価・監視結果報告を年に何回か出して、それを定期的にフォローアップするといっても、かなりマンパワーとしても不足があるし、やはり、私きょう別に局長さんの肩を持つわけじゃないけれども、確かに、やっていることに物理的にも限度があるんですね、言われなかったけれども私はそう思う。だからこそ、ぜひ政府部内でも、こういう行政評価のあり方、そしてその後の後追いのあり方というのを一度話題に出していただきたい、そう思うんですけれども、いかがでしょうか。

○田野瀬副大臣 ただいまの御指摘、我々といまして財務省内でしっかりと検討させていただきたい、また予算の査定におきましてもしっかりとさせていただきたい、このように思います。

○岡本(充)委員 続いて、もう少し外務省の方に伺いたいと思います。

今、ODAの抜き打ち査察をしているというお話でしたが、私が現地で聞いた話では、どうも事前に通告があったり、事前にある程度の調整をしたりしてODAの査察に行っているケースが多いようにも思うわけですが、無通告と、そして通告して行ったODAの査察、それぞれの数、今わかりですか。

○河井大臣政務官 原則的には、抜き打ちはあくまで抜き打ちなんですね。ところが、相手国が絡んでいる場合は、外交的な配慮もございますので二週間前に通報をすることにいたしております。

去年の実例で言いますと、草の根・人間の安全保障無償が九百件、NGOを含むその他の無償資金協力が五十件、それらは抜き打ちで行っております。円借款につきましては、平成十四年度から、相手国の実施機関に対してそういう形で抜き打ちによる外部監査を導入いたしております。

○岡本(充)委員 今、抜き打ちでやっているというふうに言われたけれども、実際には、現地で情報はかなり皆さん御存じで、来られるという話が聞こえているという話も言ってみえます。どういう形で抜き打ちをされているのか、また後日、ちょっと時間もないものですから、させていただきたいと思えます。

それからまた、無償資金協力に係る一般競争入札の実績ということで実績表をいただきました。平成十六年の四月から七月分は一〇〇%一般競争入札になったと言っています。しかしこの一方で、これは日系企業に限っているわけでありまして、現地企業を含めて、そしてまたもつと言え、今回行政評価の対象になっていませんけれども、現地での実際のそのさらに先の事業について、残念ながらこれ、資料は今回なかったわけです。

ちょっときょうは指摘にとどめさせていただきますが、この部分も本来であれば一般競争入札をしなければいけないわけですし、そしてまた、もちろん、きちっとその業者ができるかどうかの評価をしてやらなきゃいけないのも事実ですけれども、できる限り有効にODAを使っていかなきゃいけないと思っております。

私が見させていただいたある病院、病院に行ってきました。この病院の中では、実際に検査の機器があってもこの機器が使われていない、実際に例えば手術室があってもその手術室が使えない、こういったまま放置されているケースがあるわけです。

これは日本としては、いい援助をした、検査ができるようになったじゃないか、例えばそこに手術ができるようになったじゃないかといって手術キットを送ったかもしれないけれども、これだけではだめで、そこに例えば技術指導。もちろん技術指導しているんだと言うかもしれない、でも実際に検査をやっている人の検査技術を見れば、例えば超音波の検査をしているその検査の技術を見れば、どう考えてもまだまだこれでは十分とは言えない。

検査をして、そして、では今度は治療をしなきゃいけない。治療の手段は今ないんです。検査をしたらそのままお上げです。はい、あなたはがんですと言われてたら、ああ、がんですかといって、そのままなんですよ、今。こういうことが本当に検査をする意味なのか、そこまで考えてもらいたいですね。検査のキットを送るのなら、その治療もなければ、がんだと診断してそのまま放置しておくということが、果たしてそれが有効なのかどうかというのはだれが考えてもわかる援助の仕方だと思います。

さて、そういった中で、もう一つ指摘をさせていただきたい。今般のウズベキスタンの情勢について、今いろいろ新聞報道等がありますが、これも同じように、大使館のあり方、大使館などの業務の見直しというのが今回のこの評価書の中にも入っております。大使館の業務の見直しという観点で考えたときに、今回のウズベキスタンの情勢把握、どのような形で行っているのか。日本の大使館が本当に現地に行っているのか。

危ないから行けないんです、もしくは行く手段がないんです、こう言うかもしれない。だけれども、僕もう時間がないから先に言っておきますけれども、例えば近くまで行っておくとか、タシケント、首都から現地までは距離があるわけです。近くまで、行けるところまで行っておいて、入れるようになったらさっと入るようにしないと、入れるようになってから、やおらよいしょと立ち上がって、ゆっくり首都のタシケントから現地まで行っていたら、その間に情勢は変わってしまうんです。

近くまで行って、入れるようになったらぱっと入れる、こういうような体制で情報収集をしたり、現地

に実際に現地人のスタッフを派遣するなり、こういう形で情報収集をしないと。ちょっと事前にお話を聞いたら、大使館の中で情報収集をしています、大使館の現地職員の中に親戚がいる人が一人いた、その親戚の人からの情報だけです、これが日本の情報技術力なんですか。私は大変情けない。現地スタッフのいとかだか何だか知りませんが親戚が一人そこにおいて、その親戚の人からちょっと聞いた話が日本の外交の大きな柱になっているようでは大変情けないと思うわけです。

そういう点もあわせて指摘をさせていただきながら、今回のウズベキスタンの情勢、欧米各国と並んで安全保障理事国に入ろうと日本ならではの取り組みをされていると思いますので、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○河井大臣政務官 フェルガナに在留しております日本人は二名だというふうに考えておりますが、お二人ともお元気であります。

それで、今先生も御指摘の、タンケントから当地まで二百三十キロ離れている、あるいはいろいろな道路の状況等々を考えて、現状のところではその市内に日本の大使館から職員は派遣はいたしておりません。おりませんが、さまざまな情報源と連絡をとったり、あるいは関係各国と情報交換、そしてウズベキスタンのいろいろな治安とか情報当局から接触とか、内話と言うんですが、そういうものが拾っておりますので、現地に行くことも重要ですけども、現地に行く以外の手段でもできる限りの情勢の把握に今努めております。

また、きょう、ウズベキスタン政府によって、駐在各国大使が参加をする視察団が派遣される予定になっております。これはまだ流動的なんですけれども、実現されましたならば、我が国の楠本駐ウズベキスタン大使もこれに参加をする予定にしております。

いずれにしても、情勢の把握と邦人の安全確保には全力を挙げて取り組んでおりますことを報告いたします。

○岡本(充)委員 ほかの情報把握の方法といっても、政府機関が治安部隊を出して撃ったとかいう話なんだから、当然、政府の方が、これだけ人を撃っちゃいましたなんという話をするはずがないのが一般的なんですよ。だから、政府から聞いた話は一方的な話なんだ。また、その一方で、もう一つの情報源、多分現地の新聞です。現地の新聞だって同じです。

私は、やはり現場を見ていただきたい。NGOの話もそうです、ODAの話もそうです、現場を見ていただきたい。大使館から外へ出ていただきたい。外へ出て実際に情報収集をしていただきたいという御指摘を最後にさせていただいて、時間の関係もありますので、次の話題に移らせていただきます。この問題については、また後日、追ってお話をさせていただきたいと思っています。

もう一点だけ、お話をちょっとつけ加えさせていただくと、外務省の中でこのウズベキスタンを担当する中央アジア、コーカサス部門は、課ではなくて何か室みたいなんですね。こういう中央アジアも大変重要な日本の外交相手でありますし、また、これから資源の問題でも、そしてまた、これから先イスラム各国とおつき合いする中でも極めて重要な国の一つになっていくわけですから、しかもなおかつ、中央アジアといいながら欧州局に入っているというところですから、近々の組織改正の折には、ぜひこういった部局にも十分なる対応をしていただきたいというふうに思って、指摘をさせていただきます。

さて、今回の質問、もう一つ、全く話は変わるわけですけども国土交通省の方にお伺いしたい。

今回のJR西日本の事故は大変悲惨なものでありますし、二度とあってはならないというか、残念ながらJR西日本ではこれまでも多数の、複数名以上の死者が出る列車事故が起こっているわけでございます。JR西日本で繰り返されるということは、先ほどの指摘ではありませんけれども、前回の信楽鉄道のあの大きな事故を含めて、その反省が本当に、真に生かされているのかどうか、私は甚だ疑問でありますけれども、鉄道の安全、これは電車だけではないんですね。今回指摘をさせていただきたいのは、踏切の件について御質問させていただきたいと思います。

踏切の安全を確保する、また、踏切の改良をするという意味で、平成十三年に踏切道改良促進

法という法律が改正されました。時限立法で今年度までというふうになっていると承知をしておりますが、この踏切道改良促進法によって、この趣旨では、文字どおり踏切道を改良して、それを促進していこうという話だった。実際に施行された平成十三年から何件、これを適用されて改良が促進されたんでしょうか。

○蓮実副大臣 お答えいたします。

踏切道改良促進法では、踏切道の改良事業を促進するために、五年間の期間を区切って、集中的に改良する必要のある踏切道を国土交通大臣が指定をし、道路管理者と鉄道事業者が協力をして改良しなければならないことになっております。

平成十三年の改正では、この法律の期間を五年間延長するとともに、次の二つの新たな制度を創設いたしております。

一つは、改良の必要な踏切道の指定について、地域の実情にきめ細かく対応するため、都道府県知事が鉄道事業者、道路管理者等の意見を聞きまして、国土交通大臣指定の申し出を行うことができることといたしました。二つには、改良の指定が行われた踏切道について、道路管理者と鉄道事業者との協議が成立しないときには、国土交通大臣が裁定を行うことができることになりました。

これまで新たにこれらの制度を適用した事例はありませんが、平成十三年の改正以降、国土交通大臣は、立体交差化百八十カ所、構造改良百四十五カ所の合計三百二十五カ所の踏切道を指定しておりまして、平成十五年度末までに、そのうち約九割が改良を実施しております。

現行の踏切道改良促進法は今年度で最終年度を迎えることとなりますが、事故の防止、円滑な交通の確保の観点から、改良の必要な踏切道はまだ多く残されておりますので、来年度以降の法改正について積極的に検討をしてまいりたいと思っております。

○岡本(充)委員 簡単に言うと、平成十三年に改正したんだけど、この改良促進法に基づいて改良促進された踏切はゼロなんですよね。平成十三年に踏切を改良しようという意図を持って国会に提出して、法律改正して、ゼロ。これはやはり、本当に改良する意欲があるのかと疑われてもいたし方ないと思うわけです。

そういった中で、私、今回指摘をさせていただきたいのは、例えば、国土交通省鉄道局長、道路局長、あと都市・地域整備局長の連名になった平成十三年十月一日の踏切道の拡幅に係る指針について、こういう指針も平成十三年に出ています。この指針によると、こういう踏切道の拡幅について、また改良について意欲的にやっていくということを私は感じるわけです。

こういった中で、実際に、地方自治体と、その道路を管理する道路管理者と鉄道事業者との間で協議をしていく。この協議の場、幾つかあるわけですけども、例えば、愛知県の場合には、愛知県の中で連絡調整会議というのがある。これは年に何回開かれているかといえば、年に一回しか開かれていない。年に一回しか開かれないこの連絡調整会議で、踏切道の改良をしようと言っていく。なおかつ、改良促進だといって促進法はつくったけれども、一件も適用しない。これでは踏切道が改良していくとは思えない。事故があって、死者が出なければ物が変わらないというのであれば、これはJR西日本のことを責める資格は国土交通省にないですよ。だから私は指摘させていただいている。

未然に防がなきゃいかぬ。未然に防ぐという意味において、この踏切道拡幅に係る指針の中にも示されている、この指針に基づいて国土交通省、例えば地方整備局でもいい運輸局でもいい、今回の事故があったからだけじゃないけれども、それぞれの事業者さんと地方自治体との間で交渉がうまくいかないときには、そこに仲介に乗り出すべきだ。その乗り出す意欲がおありかどうか、副大臣、ぜひお答えいただきたいと思っております。

○蓮実副大臣 岡本先生御指摘のように、協議が難航している事例があれば、交通の安全確保は優先して行われるべきでありますので、国土交通省として、調整が円滑に進むよう、鉄道事業者はもちろんのこと、道路管理者も含めて指導をしてまいりたいと思っております。

○岡本(充)委員 ということは、ここで確認をさせていただきたい。地方の村長さん、町長さんが困ったときには、地方の整備局、運輸局のそれぞれ鉄道部長さんなりをお願いに行けば、そこで調整に乗り出していただける、そういうふうに理解してよろしいですか。イエスかノーで端的にお答えいただきたい。もう一つ聞きたいから手短かにお願いします。

○蓮実副大臣 もちろん対応してまいりたいと思っております。

○岡本(充)委員 もう一点、確認。

この指針の三項、基本方針、踏切道の拡幅と踏切道の統廃合についての考え方の中で2、立体交差化の工事協定が結ばれている場合でも一時的な道路拡幅はやっていくんだ。こういう協定があったとしても、こういう取り決めがあったとしても、一時的な道路拡幅という名のもとで、もう一段の道路拡幅はやれるというふうに国土交通省として指針を出している、そう認識しているんですけども、それで正しいのか。さらには、それについて鉄道事業者がノーという場合は、国土交通省として指針に基づいて指導していく、それは当然であるということを改めてお答えいただきたいと思えます。

○蓮実副大臣 先生が言われるとおり、対応してまいります。

○岡本(充)委員 人命にかかわる大変重大なことでございます。皆様方もきょうお聞きのとおりでございますので、鉄道の安全もさることながら、踏切道の安全についても国土交通省、ぜひ万全を配していただきたいと思えます。

ありがとうございました。